

法遵守状況の自主点検フォローアップ結果

(法違反等が多く認められる業種における事業者団体による傘下企業
に対する法遵守状況の自主点検結果等の取りまとめ)

令和6年1月18日
公正取引委員会
中小企業庁

- 公正取引委員会及び中小企業庁は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房、関係省庁取りまとめ）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、下請法違反行為が多く認められる19業種（このうち5業種は荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、令和4年12月14日、法遵守状況の自主点検の結果を取りまとめ、公表した。
- 令和5年9月20日、公正取引委員会及び中小企業庁は、公正取引委員会の調査^(注)における注意喚起文書の送付件数又は割合が多かった業種も追加し、法違反等が多く認められる27業種（このうち8業種は荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）における取引適正化に向けた取組強化の把握を行うこととし、フォローアップを開始した。
(注) ・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（令和4年12月27日公表）
・令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査（令和5年6月1日公表）
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連名により、当該27業種に該当する事業者団体に対し、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、本日、法遵守状況の自主点検フォローアップ結果として取りまとめた。

番号	業種名（注）	回答割合	所管省庁	番号	業種名（注）	回答割合	所管省庁
1	総合工事業	15.1%	国土交通省	17	各種商品卸売業	14.3%	経済産業省
2	化学工業	18.7%	厚生労働省、農林水産省、 経済産業省	18	飲食料品卸売業	16.6%	農林水産省、国税庁
3	鉄鋼業	79.6%	経済産業省	19	建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業	26.8%	農林水産省、経済産業省
4-5	非鉄金属製造業、金属製品製 造業	27.7%	経済産業省	20	機械器具卸売業	13.3%	厚生労働省、農林水産省、 経済産業省
6-9	はん用機械器具製造業、生産 用機械器具製造業、業務用機 械器具製造業、電子部品・デ バイス・電子回路製造業	17.4%	厚生労働省、経済産業省	21	飲食料品小売業	18.1%	農林水産省、国税庁
10	電気機械器具製造業	12.8%	経済産業省	22	機械器具小売業	17.3%	経済産業省
11	情報通信機械器具製造業	14.8%	経済産業省	23	不動産取引業	6.2%	国土交通省
12	輸送用機械器具製造業	39.1%	経済産業省、国土交通省	24	不動産賃貸業・管理業	7.0%	国土交通省
13	放送業	56.2%	総務省	25	広告業	42.8%	経済産業省
14	情報サービス業	13.9%	経済産業省	26	技術サービス業	14.3%	農林水産省、国土交通省
15	映像・音声・文字情報制作業	16.5%	総務省	27	協同組合	51.0%	農林水産省
16	道路貨物運送業	3.4%	国土交通省	27業種平均		23.1%	-

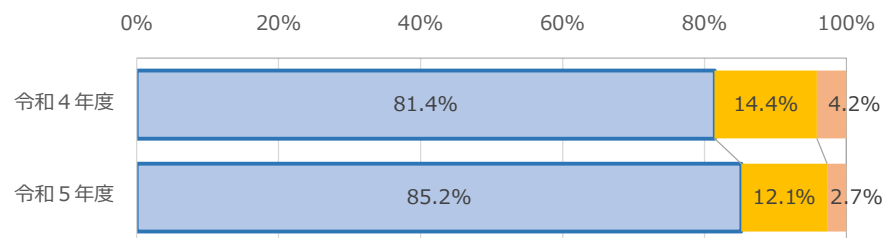
（注）業種名は、日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。

（注）回答割合は、対象事業者数で回答事業者数を除して算出。

（注）割合（%）の数値については、小数第二位を四捨五入している。以下同じ。

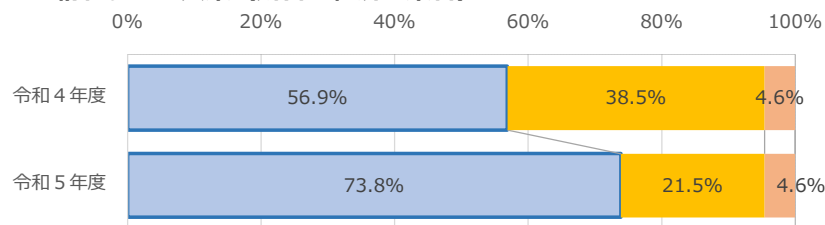
- 発注者の立場において、価格転嫁を受け入れているか尋ねたところ、「おおむね転嫁を受け入れている。（目安：80%~100%）」との回答が27業種平均で84.5%であった。
- 19業種平均で令和4年度と令和5年度の回答を比較したところ、3.8ポイント増加した（81.4%→85.2%）。
- 令和4年度結果において19業種平均以下だった業種（情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業）の令和5年度の回答は以下のとおり。

● 19業種平均の改善状況

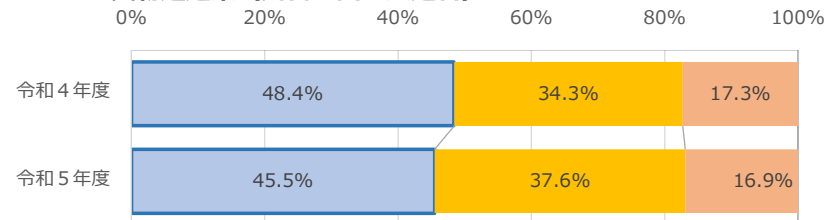


● 令和4年度の自主点検において「おおむね転嫁を受け入れている」との回答割合が19業種平均と比べて低かった業種の改善状況

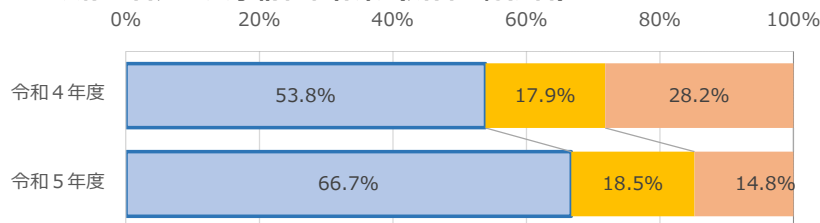
情報サービス業（所管：経済産業省）



道路貨物運送業（所管：国土交通省）

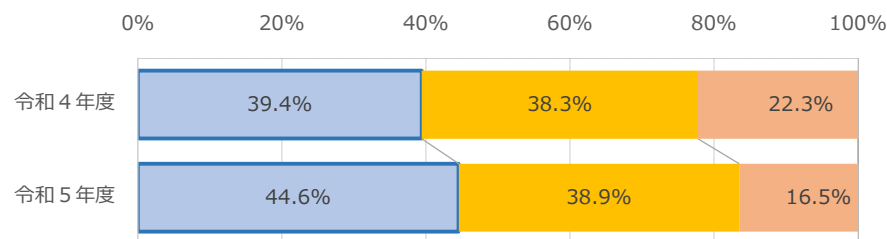


映像・音声・文字情報制作業（所管：総務省）



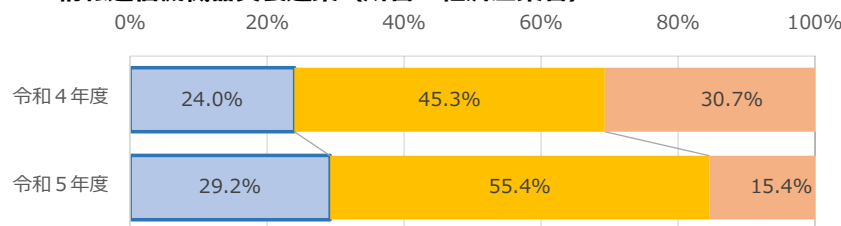
- 受注者の立場において、価格転嫁ができていないか尋ねたところ、「おおむね転嫁できている。（目安：80%~100%）」との回答が27業種平均で46.0%であった。
- 19業種平均で令和4年度と令和5年度の回答を比較したところ、5.2ポイント増加した（39.4%→44.6%）。
- 令和4年度結果において19業種平均以下だった業種（情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業）の令和5年度の回答は以下のとおり。

● 19業種平均の改善状況

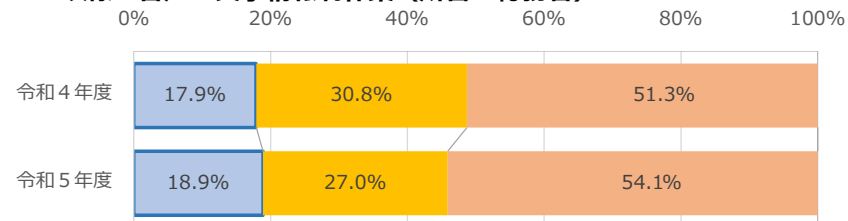


● 令和4年度の自主点検において「おおむね転嫁できている」との回答割合が19業種平均と比べて低かった業種の改善状況

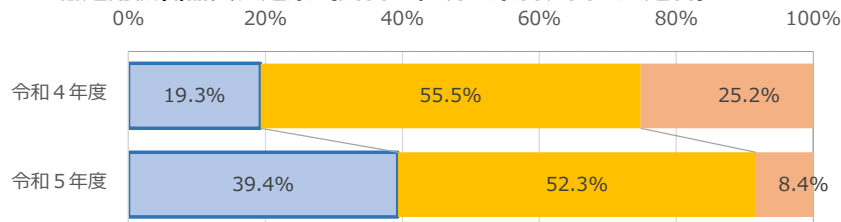
情報通信機械器具製造業（所管：経済産業省）



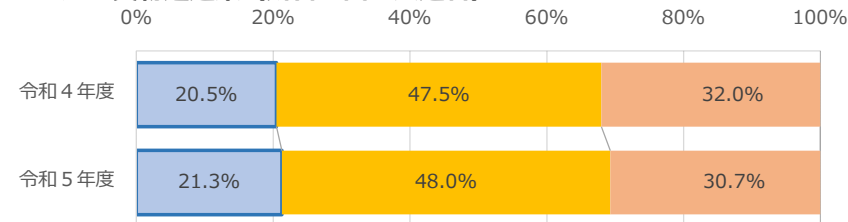
映像・音声・文字情報制作業（所管：総務省）



輸送用機械器具製造業（所管：経済産業省、国土交通省）



道路貨物運送業（所管：国土交通省）



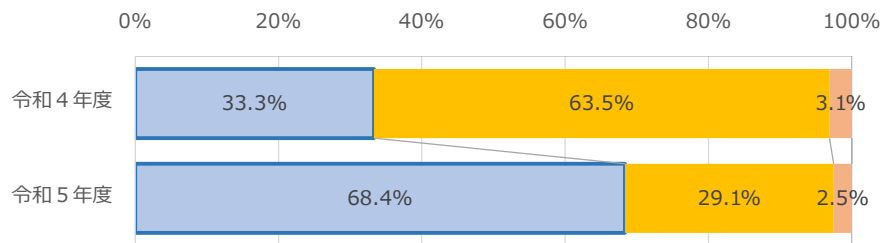
■ おおむね転嫁できている。（目安：80%~100%）

■ 一部転嫁できている。（目安：40%~79%）

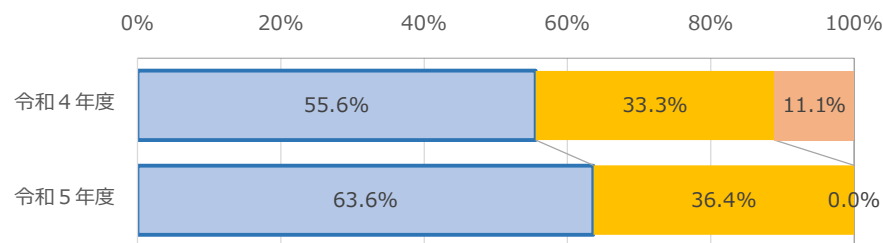
■ ほとんど転嫁できていない。（目安：0%~39%）

- 令和4年度結果と比較して、「おおむね転嫁できている。（目安：80%～100%）」との回答割合が5ポイント以上多くなった主な業種は、非鉄金属製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報サービス業だった。

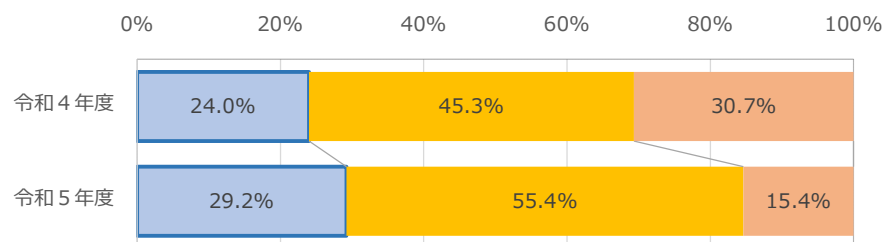
非鉄金属製造業、金属製品製造業（所管：経済産業省）



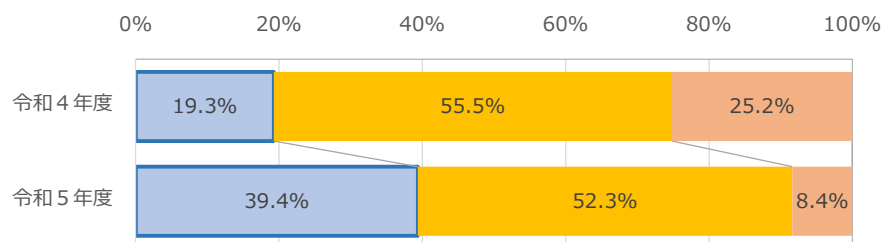
電気機械器具製造業（所管：経済産業省）



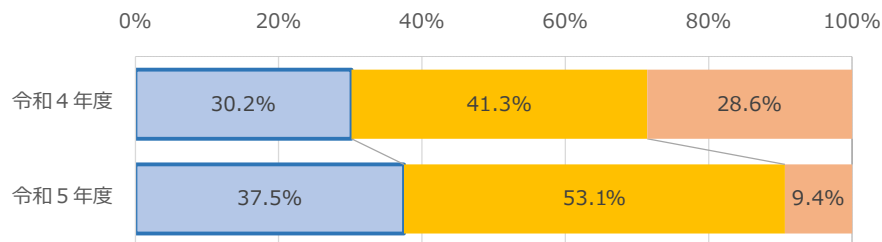
情報通信機械器具製造業（所管：経済産業省）



輸送用機械器具製造業（所管：経済産業省、国土交通省）



情報サービス業（所管：経済産業省）



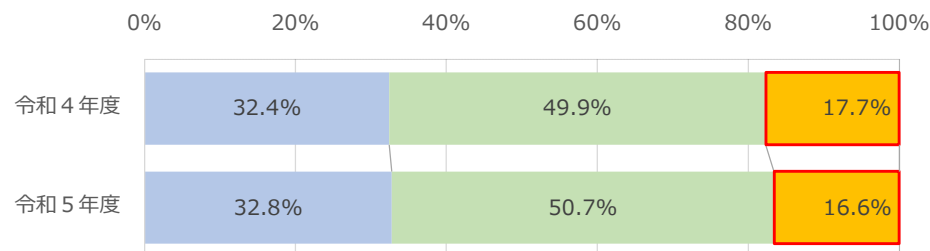
■ おおむね転嫁できている。（目安：80%～100%）

■ 一部転嫁できている。（目安：40%～79%）

■ ほとんど転嫁できていない。（目安：0%～39%）

- 社内管理体制の構築について尋ねたところ、「社内規定・マニュアルを整備」・「研修を実施」との回答が27業種平均で72.3%であった（各業種の回答は次頁のとおり。）。
- 19業種平均で令和4年度と令和5年度の回答を比較したところ、1.1ポイント増加した（82.3%→83.4%）。
- **社内管理体制の構築状況**については、**業種ごとにばらつきが大きくみられる**。「管理体制を構築していない」との回答割合が27業種平均（27.7%）以上の業種は、総合工事業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業、協同組合であった。

● 19業種平均の改善状況

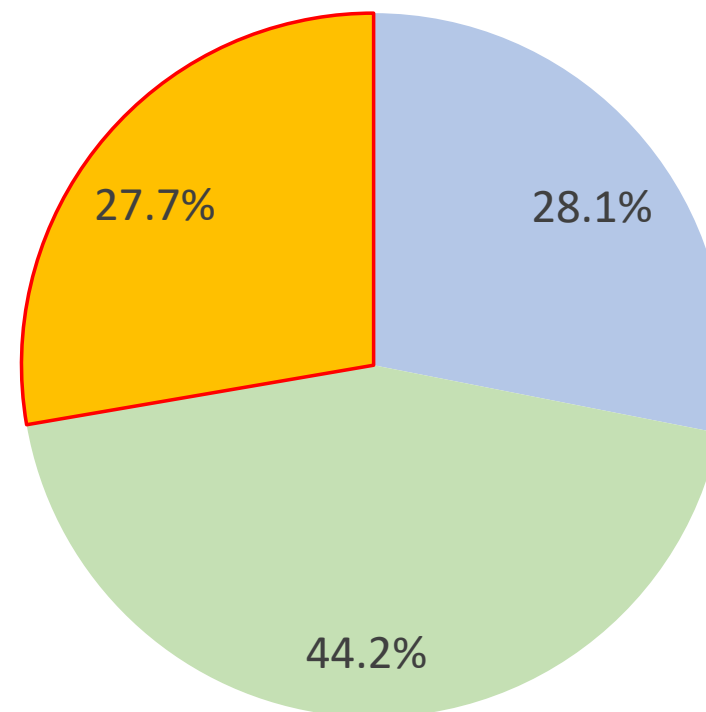


■ 独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルを整備している。

■ 独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する研修を実施している。

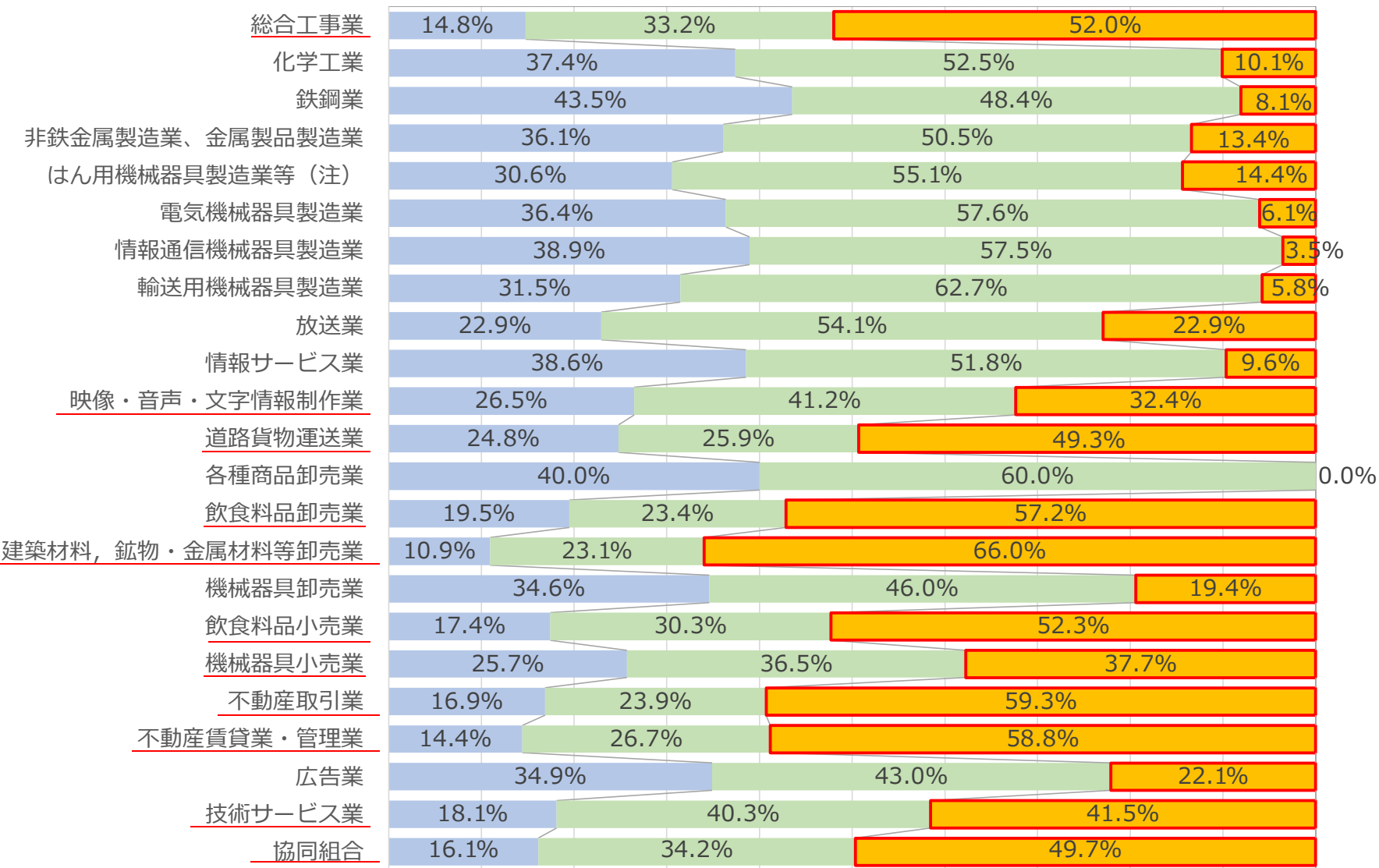
■ 管理体制を構築していない。

● 27業種平均



● 27業種の回答（社内管理体制の構築（複数回答））

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



- 独断禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルを整備している。
- 独断禁止法・下請法違反の未然防止に関する研修を実施している。
- 管理体制を構築していない。

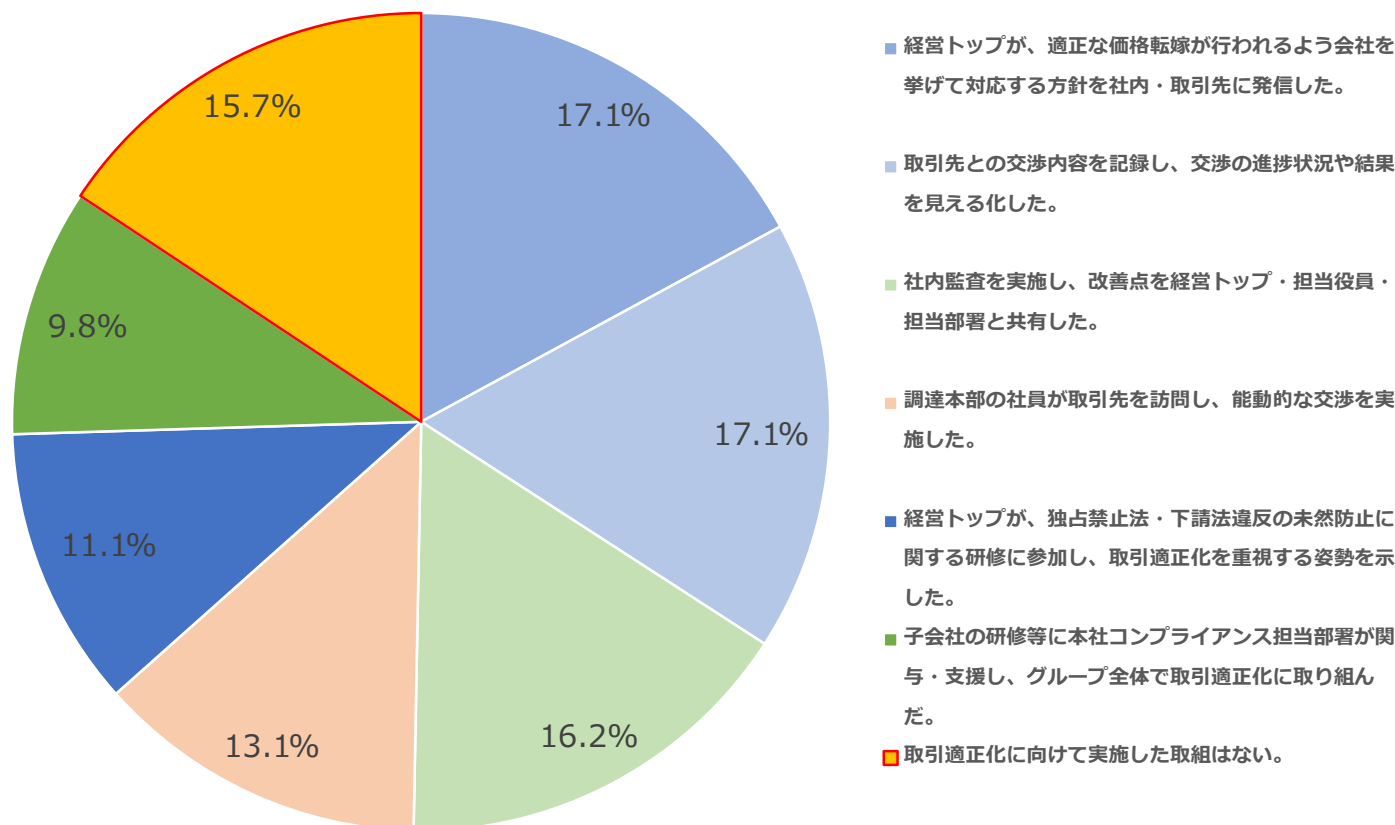
(注) 上記グラフは、総回答数に占める各回答の割合を表している。

(注) 「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

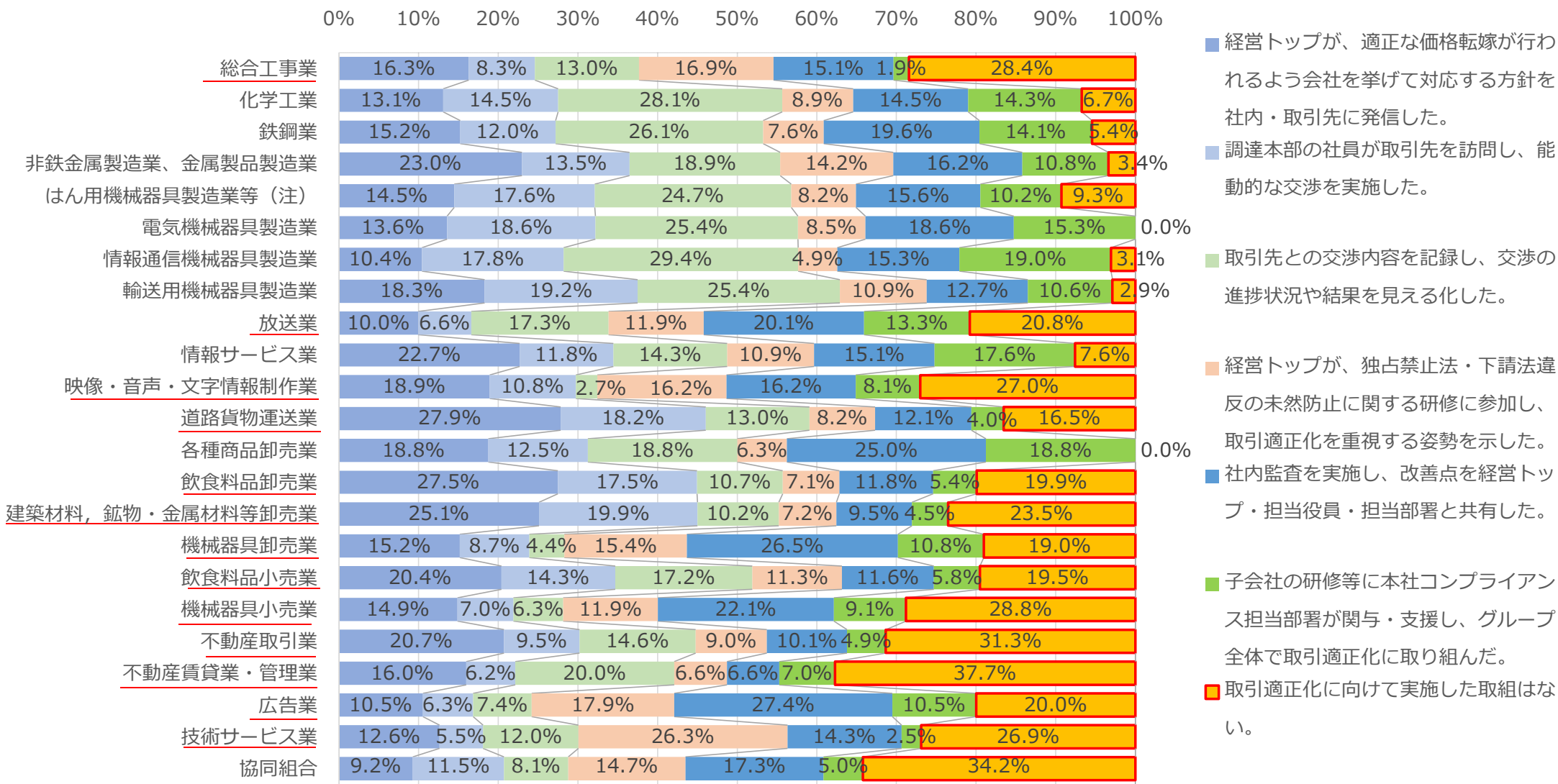
(注) 下線は、「管理体制を構築していない」との回答割合が27業種平均（27.7%）以上の業種。

- 直近1年間において実施した取引適正化に向けた取組について尋ねたところ、27業種平均で、「経営トップが方針を社内・取引先に発信」、「交渉内容を記録」との回答が最も多く（いずれも17.1%）、「社内監査を実施」との回答に続いた（16.2%）。各業種の回答は次頁のとおり。
- **取引適正化に向けた取組**について、**業種ごとにばらつき**がみられる。「取引適正化に向けて実施した取組はない」との回答割合が27業種平均（15.7%）以上の業種は、総合工事業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、広告業、技術サービス業、協同組合だった。

● 27業種平均の回答（直近1年間において実施した取引適正化に向けた取組（複数回答））



● 27業種の回答（直近1年間において実施した取引適正化に向けた取組（複数回答））



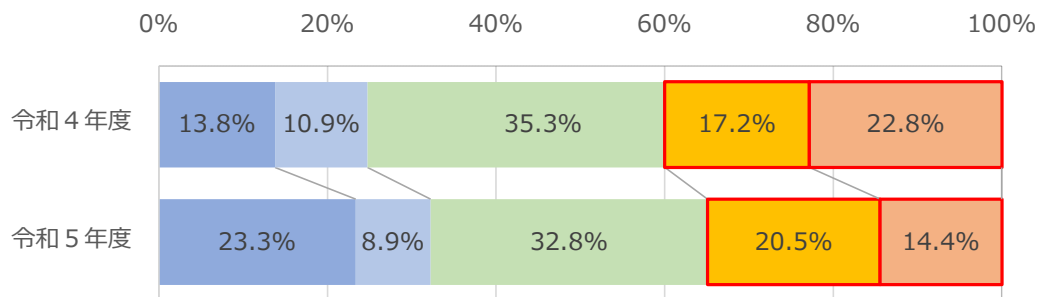
(注) 上記グラフは、総回答数に占める各回答の割合を表している。

(注) 「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

(注) 下線は、「取引適正化に向けて実施した取組はない」との回答割合が27業種平均（15.7%）以上の業種。

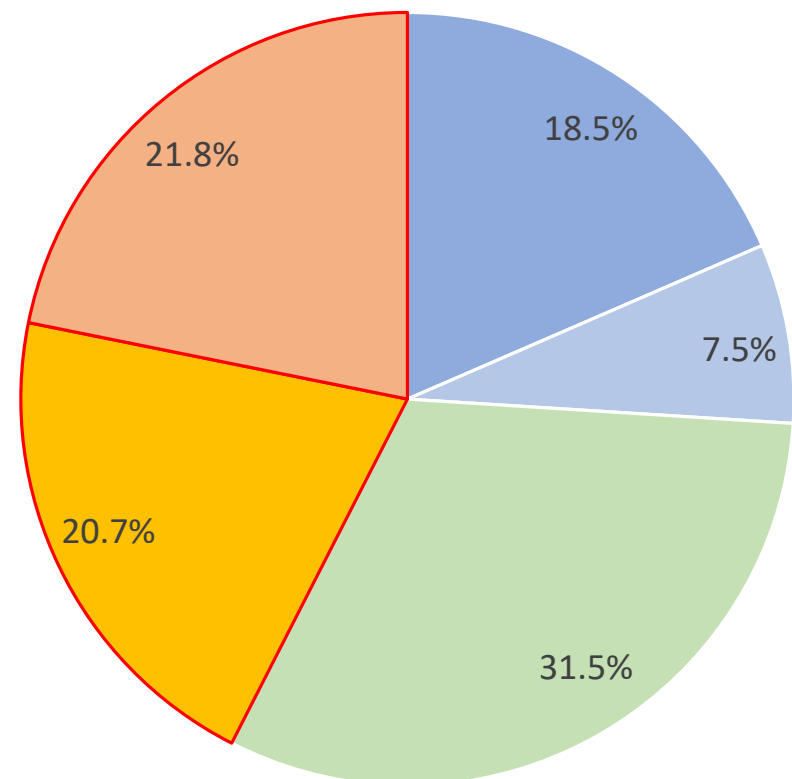
- パートナーシップ構築宣言への対応について尋ねたところ、「宣言済みであり、取引先に周知済みである」・「宣言済みであるが、取引先に周知していない」・「宣言していないが、宣言することを検討中である」との回答が27業種平均で57.5%であった（各業種の回答は次頁のとおり。）。
- 19業種平均で令和4年度と令和5年度の回答を比較したところ、5.1ポイント増加した（60.0%→65.1%）。
- **パートナーシップ構築宣言への対応**については、**業種ごとにばらつきが大きくみられる。「宣言しておらず、宣言することも検討していない」又は「そもそも知らなかった」との回答割合が多い業種が相当数**みられた。

● 19業種平均の改善状況

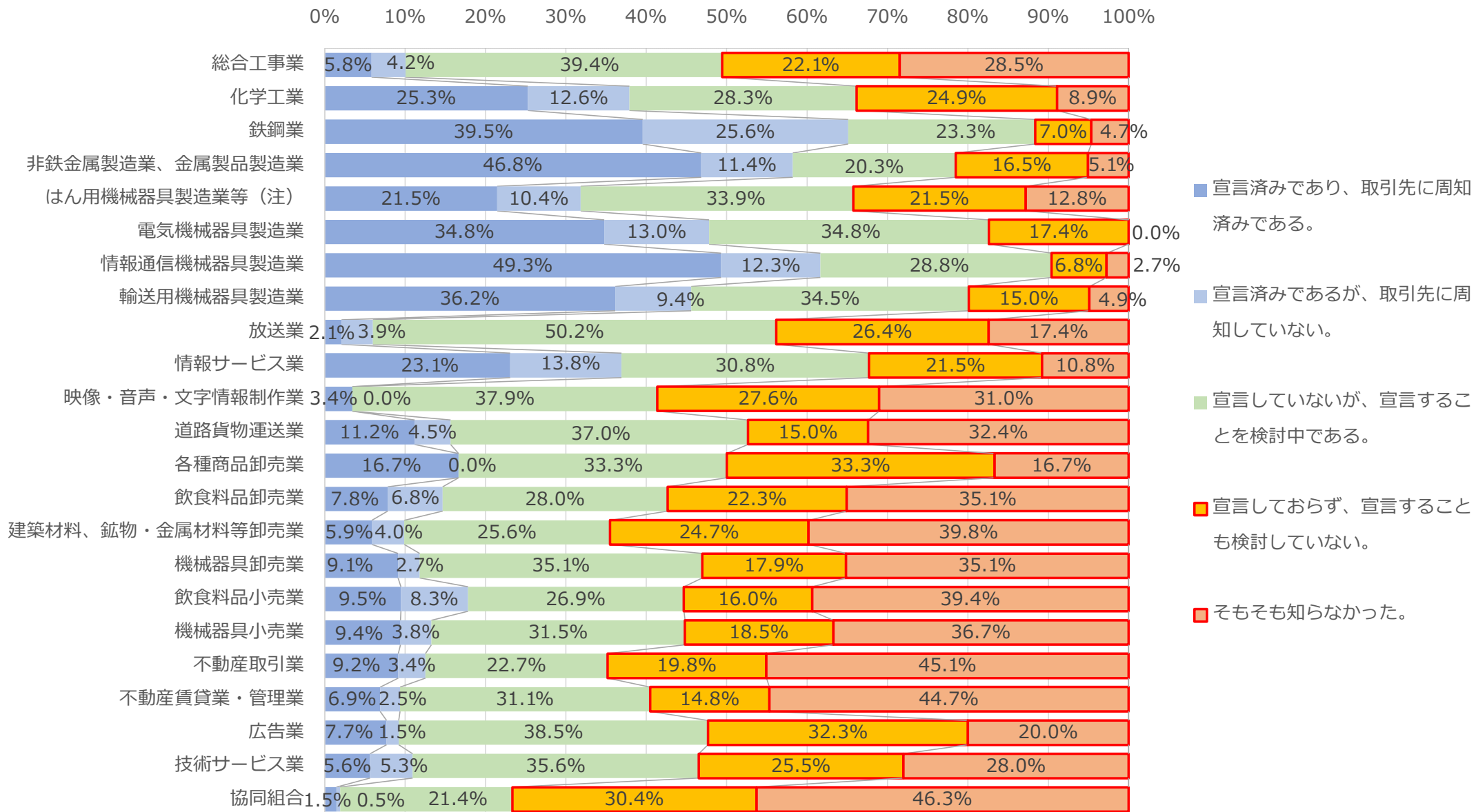


- 宣言済みであり、取引先に周知済みである。
- 宣言済みであるが、取引先に周知していない。
- 宣言していないが、宣言することを検討中である。
- 宣言しておらず、宣言することも検討していない。
- そもそも知らなかった。

● 27業種平均



● 27業種の回答（パートナーシップ構築宣言への対応）



（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

- 取引適正化に向けた取組について、事業者団体、事業所管省庁それぞれに対し、①直近 1 年間の具体的な取組、②直近の取組に対する評価・所見、③今後の取引適正化に向けた取組及び考え方について尋ねた（自由記載）。
- 具体的な取組内容について業種ごとにばらつきがみられたものの、例えば以下のとおり、他業種にとっても参考となるような事例がみられた。
- なお、公正取引委員会では、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が、独占禁止法に照らして問題がないかどうかの相談に応じており、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集」として毎年公表している。
<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>

事業者団体における直近 1 年間の具体的な取組等

鉄鋼業 【所管：経済産業省】	令和 4 年の自主点検調査結果及びフォローアップ調査結果の共有と課題認識を行い、2023年10月には、関係法令の改正なども踏まえつつ自主行動計画の 3 度目の改定、ならびに、支払条件の改善に向けた徹底プランの策定を行い、11月より実施している。
電気機械器具製造業 【所管：経済産業省】	下請中小企業振興法第 3 条第 1 項に基づく振興基準の改正および経済産業省の業種別ガイドラインの改定を受け、自主行動計画を改定している。 また、自主行動計画に基づいた運用が実施されているか状況を確認するため、毎年、フォローアップ調査が実施されており、現在会員へ調査をしている。
非鉄金属製造業、金属製品製造業 【所管：経済産業省】	原燃料をはじめとするエネルギー価格や原材料価格が高騰し、影響が長期化している中、適切な価格転嫁等により、サプライチェーン全体でコストを負担していくことが重要となっており、令和 4 年に会員企業に対しアンケート調査を実施。調査結果を報道へリリースするとともに当団体ホームページに掲載した（受注側としての取組）。
情報通信機械器具製造業 【所管：経済産業省】	・業界指針・マニュアルの改訂 「資材・調達一問一答」改訂（2023年度中発行予定） 「転嫁円滑化施策パッケージ」に関連する設問・回答の更新・追加等
輸送用機械器具製造業 【所管：経済産業省】	サプライチェーンへの浸透に向けて、他の事業者団体と共催セミナーを開催し、まずは会員へ自主行動計画・徹底プラン遵守の徹底を要請するとともに、経済産業省からは取引適正化の重要性について説明を行った。

事業者団体における直近 1 年間の具体的な取組等

放送業 【所管：総務省】	下請法、下請中小企業振興法の理解促進とともにパートナーシップ構築宣言の業界推進を組織的に検討・推進することを目的として、タスクチームを令和 5 年 10 月に発足させており、下記の活動を検討し実施する。 <ul style="list-style-type: none">・放送コンテンツに製作取引適正化に準拠した独自研修会の実施・業務を軽減するノウハウ、仕組みの事例共有、将来的な共通システム的な展望についてのフィジビリティ検討・「パートナーシップ構築宣言」を業界推進するため、先行事業者にヒアリングし、検討した会社が宣言できるための情報提供の場作り
飲食料品卸売業 【所管：農林水産省】	令和 4 年と令和 5 年は組合員の原料代・諸経費の高騰を調査し（諸経費高騰調査）、結果を公表した。一般紙等に向けて記者会見も行い、業界への理解を促した。
飲食料品小売業 【所管：農林水産省】	・協会作成のコンプライアンス・プログラムによる担当者の意識啓発
協同組合 【所管：農林水産省】	・会員向けに提供する内部監査補助資材として、独占禁止法・下請法に関するチェックリストを提供

事業所管省庁における直近 1 年間の具体的な取組等

輸送用機械器具製造業 【国土交通省】	法遵守状況の自主点検フォローアップに未回答の企業（鉄道車両・同部分品製造業企業）へのヒアリング等を実施する。
放送業 【総務省】	総務省では、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知広報に努めるとともに、ガイドラインの遵守状況等に関するアンケート調査や、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、ガイドライン遵守状況調査（事業者ヒアリング）等を実施し、不適正な取引実態が確認された場合は、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく指導及びフォローアップを行うなど、取引適正化に向けた環境整備に継続的に取り組んでいる。
協同組合 【農林水産省】	<p>○農業協同組合</p> <p>下請取引適正化月間に実施される下請法に係る講習会への参加を促すとともに、事業体の規模が大きく、価格協議や価格転嫁の取組が不十分な全国団体に対しては、個別にヒアリングを実施し、改善に向けた取組を促した。</p> <p>○漁業協同組合</p> <p>毎年、漁協の監督行政庁である都道府県庁に対してヒアリングを実施し、適正取引に係る問題等が発生していないか確認しており、下請法遵守の取組が不十分な漁協がある場合は、適切に指導するよう、注意喚起を行っている。</p> <p>○森林組合</p> <p>全国の都道府県森林組合連合会の役職員が参集する会議において、下請法に違反する行為が行われないよう注意喚起するとともに、中小企業庁の違反行為情報提供フォームの活用など、取引の適正化に向けた適切な対応を要請した。</p>

- 取引適正化に向けた取組について、事業者団体、事業所管省庁それぞれに対し、①直近1年間の具体的な取組、②直近の取組に対する評価・所見、③今後の取引適正化に向けた取組及び考え方について尋ねた（自由記載）。
- 事業者団体、事業所管省庁において、例えば以下のとおり、価格転嫁が必ずしも進んでいないこと、パートナーシップ構築宣言及び社内管理体制に関する指摘がみられた。

価格転嫁が必ずしも進んでいないことに関する指摘（事業者団体）

映像・音声・文字情報制作業 【所管：総務省】	映像、特に放送番組は始めに予算ありきで業務が発生するため、単価の積上げができず、価格交渉はし辛い状況にある。各放送局のスポットCM売上の低迷が、これに拍車をかけており、論拠の無い「製作費10%削減」や「20%削減」が横行しているのが実情である。
道路貨物運送業 【所管：国土交通省】	当団体の会員企業の多くは中小企業であり、大企業である荷主との価格交渉に苦戦していると思われる、荷主への強力な働きかけを期待する。
不動産賃貸業・管理業 【所管：国土交通省】	当団体会員は、主に中小業者であることから発注者の立場である場合は、受注先からの要望をなるべく受け入れるように努力していると思われるが、受注側となると発注者側の対応があまり協力的でないように思える。 当団体としても、今後は本法律の趣旨に鑑み継続的な啓発活動を実施すべきと考えている。

パートナーシップ構築宣言に関する指摘（事業者団体）

飲食料品卸売業 【所管：農林水産省】	適正取引の取組、パートナーシップ構築宣言やその検討等をしている会員はいるが、具体的な適正取引の取組をしていない会員やパートナーシップ構築宣言を知らない会員もいる。また、他団体へ回答した会員も一定数いるものの、回答率からみても、適正化の取組に対する関心が高いとは言えないと思料する。
飲食料品卸売業 【所管：農林水産省】	パートナーシップ構築宣言を知らなかったとの回答が多かったことを反省し、今後より一層の周知徹底を図る。
不動産取引業 【所管：国土交通省】	パートナーシップ構築宣言については、いまだ認知度が低い結果である。 アンケート結果によると状況は最悪より改善がされていることがうかがえる一方、昨今のコスト上昇が継続している状況を踏まえると、引き続き取引価格の適正化を行う必要があると考えられる。特に、パートナーシップ構築宣言については、認知度がまだまだ低い結果が浮き彫りとなっており、更なる周知が必要である。
協同組合 【所管：農林水産省】	取引適正化の重要性や上記の手引・チェックリスト等は単発的な周知に留めず、必要に応じて繰り返して行うことにより、更なる認知度の向上に努めていく。また、「パートナーシップ構築宣言」のように、業界内での認知度が低い施策もあることから、必要に応じこれらの紹介も行い、更なる意識づけにつなげていく。 このほか、コンプライアンスの徹底については、次期運動方針（2025年度～）での対応を含め、取り組んでいく。

社内管理体制に関する指摘（事業者団体）

はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 電子部品・デバイス・電子回路製造業 【所管：経済産業省】	今後は本件についての情報などが会員企業全体に、社内でトップから現場の社員の方々まで伝わり、それぞれの立場で取組を進めてもらうにはどうしたらよいかという観点で、当団体の取組を進めていきたい。
--	--

価格転嫁が必ずしも進んでいないことに関する指摘（事業所管省庁）

鉄鋼業 【経済産業省】	<p>自主点検の結果、「発注者」の立場としては、設問1において「おおむね転嫁を受け入れている」と回答している事業者が約95%確認できた。</p> <p>他方、「受注者」の立場としては、設問2において「おおむね転嫁できている」と回答している事業者が25社と少ない。これは、サプライチェーン全体で、価格転嫁の項目についての下請法の遵守に関する認識が不十分であることを示しているため、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を進める必要がある。</p>
電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 等 【経済産業省】	<p>機械・部品製造業の取引は部品メーカーや自動車メーカーなど業種を超えた取引が主であり、川中業界である機械・部品業界だけで価格交渉・価格転嫁についての課題を解決することが困難な状況である。幅広い業種に跨がる中小企業も含めたサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるような環境整備が必要であると考えます。</p>

パートナーシップ構築宣言に関する指摘（事業所管省庁）

電気機械器具製造業 等 【経済産業省】	<p>業界において、「パートナーシップ構築宣言」の意義について周知が十分なされていない可能性があることを示している。</p>
化学工業 等 【厚生労働省】	<p>今後の取組としてパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する施策の更なる周知、パートナーシップ構築を宣言しやすい環境整備等が必要と考えられる。</p>
飲食料品卸売業 【農林水産省】	<p>「買ったたき」等に関し、管理体制を構築していないとする事業者や、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けた取組を実施していないとする事業者、パートナーシップ構築宣言の取組を認識していない事業者が存在することから、引き続き、関係者に対し、パートナーシップ構築宣言の取組など、取引適正化に向けた自主的な取組を促してまいりたい。</p>

社内管理体制に関する指摘（事業所管省庁）

輸送用機械器具製造業
【国土交通省】

○船舶製造・修理業、船用機関製造業

「下請取引適正化に向けた管理体制が未構築」・「直近1年間において、取引適正化に向けて実施した取組はない」との回答が一定数確認されることから、引き続き管理体制の構築や取引適正化に向けた取組が行われるよう努める必要がある。

○鉄道車両・同部分品製造業

各事業者においては、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規程・マニュアルの整備や研修が実施されているところであるが、管理体制が構築されていない事業者も数社あることを踏まえ、国土交通省としては、下請取引適正化に係る取組や法遵守の必要性等に関する周知等について、事業者団体とも連携して進めていきたいと考えている。

技術サービス業
【国土交通省】

各事業者におかれては、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規程・マニュアルの整備や研修が実施されているところであるが、管理体制が構築されていない事業者も少なくないことを踏まえ、国土交通省としては、下請取引適正化に係る取組や法遵守の必要性等に関する周知等について、事業者団体とも連携して進めていきたいと考えている。

- 公正取引委員会は、令和5年5月から労務費の転嫁に重点を置いた優越的地位の濫用に関する特別調査を、11万社を超える事業者を対象に実施してきたところ、同年12月、調査結果を取りまとめ、公表した。
- 特別調査の結果、協議を経ない取引価格の据置き等が確認された8,175社に対し、注意喚起文書を送付した。回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合は、令和4年に実施した優越的地位の濫用に関する緊急調査と比較して4.1ポイント減少し、一定程度価格転嫁円滑化の取組が進んでいると考えられる。
- サプライチェーンや各業種における価格転嫁の状況についてみると、注意喚起文書の送付件数が多い情報サービス業、道路貨物運送業、総合工事業、ビルメンテナンス業・警備業は、これらの業種のサプライチェーンにおいて多重下請構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれた。

＜価格転嫁が円滑に進んでいない可能性がある業種のサプライチェーンの例＞



- 今般の自主点検の結果、令和4年度から一定程度価格転嫁円滑化の取組が進んでいると考えられ、これは公正取引委員会の特別調査の結果とも整合的である。
- 他方、令和4年度から引き続き、発注者の立場では「おおむね転嫁を受け入れている」との回答割合が高いのに対し、受注者の立場では「おおむね転嫁できている」の回答割合が低い。
- これは、公正取引委員会の特別調査の結果も併せて考えると、サプライチェーン全体において、価格転嫁が円滑に進んでいない取引段階（同業種内の取引（多重下請構造）又は／及び異業種との取引）が存在することがうかがわれる。

例えば、注意喚起文書の送付件数が多い情報サービス業、道路貨物運送業、総合工事業、ビルメンテナンス業・警備業においては、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる取引段階として、異業種との取引のほか、同業種内の取引（多重下請構造）の存在も確認されている。

- このように円滑な価格転嫁に向けた取組は一定程度浸透してきているものの道半ばの状態であると考えられ、引き続き粘り強い取組が求められる。

サプライチェーン全体での取引適正化に向けた取組

- 事業者団体、事業所管省庁においては、12～14頁の取組も参考にしながら、サプライチェーンの中で価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない業種・事業者の実態把握を進め、取引適正化に向けた課題を整理していくことが必要である。
- また、当該課題に対して事業所管省庁は、公正取引委員会、中小企業庁、他の事業所管省庁と連携しつつ、所管業界への働きかけを進め、サプライチェーン全体での取引適正化につなげていく。

パートナーシップ構築宣言の実効性向上

- 多くの事業者団体、事業所管省庁において、パートナーシップ構築宣言の更なる周知や企業数の拡大が課題として挙げられている。事業者団体、事業所管省庁において、中小企業庁と連携しつつ、13頁の取組も参考にしながら、引き続き、パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた取組を進めていく。

社内管理体制（コンプライアンス体制）の整備

- 事業者団体、事業所管省庁において、社内管理体制（コンプライアンス体制）の整備が課題として挙げられている。7頁に下線を引いた業種を始めとして、各事業者において、同体制の構築及び実効性の確保が求められる。

関連施策の周知徹底、自主的取組のフォローアップ

- 事業所管省庁は、公正取引委員会及び中小企業庁と連携しつつ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）を所管事業者団体等に周知するとともに、当該団体の取組状況（傘下企業への周知活動、当該指針への対応方針の把握、業界における課題を踏まえた対策の検討等）についてフォローアップを行う。
- 上記のほか、公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連携し、関連施策の周知徹底を図りつつ、今般のフォローアップ結果を踏まえた事業者や事業者団体における自主的取組を更にフォローアップし、事業者団体・傘下企業における適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けた取組を進めていく。